

船舶事故調査報告書

令和5年4月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年8月27日 13時35分ごろ
発生場所	愛媛県松山市中島西中港南西方海岸 西中港A防波堤灯台から真方位227°320m付近 （概位 北緯33°59.0′ 東経132°36.1′）
事故の概要	遊漁船清太郎は、北東進中、船長が居眠りに陥り、右転しながら干出浜に乗り揚げた。 清太郎は、釣り客6人が負傷し、プロペラの曲損等を生じた。
事故調査の経過	令和4年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 清太郎、5.0トン HS2-3319（漁船登録番号）、有限会社清勝園 12.10m（Lr）×2.69m×0.82m、FRP ディーゼル機関、423.00kW、平成15年3月 第290-56739号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年3月29日 免許証交付日 令和4年6月22日 （令和10年3月28日まで有効）
死傷者等	軽傷 6人（釣り客A、釣り客B、釣り客C、釣り客D、釣り客E及び釣り客F）
損傷	プロペラに曲損、船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好、 気温 約31.0℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年8月27日05時45分ごろ広島県竹原市竹原港を出航し、07時00分ごろから松山市中島北方沖で釣りをを行い、釣果がなかったため、山口県周防大島町笹島南方沖に移動したが、そこでも十分な釣果が得られなかった。（図1参照）



図1 本船（係留中）

本船は、船長が何とか釣り客に釣果を上げさせたいと思い、日ごろ単独の操船では行くことのない愛媛県大洲市青島^{おおず あお}北方沖に移動して少しの釣果を得た。

船長は、更に釣果を得ようと中島北西方沖で釣りを行おうと思い、本船を、中島北西方沖の釣り場に向けて、船首部甲板に4人、操舵室左舷側に1人、船尾部甲板に4人の釣り客がそれぞれ座った状態で、北東進させた。

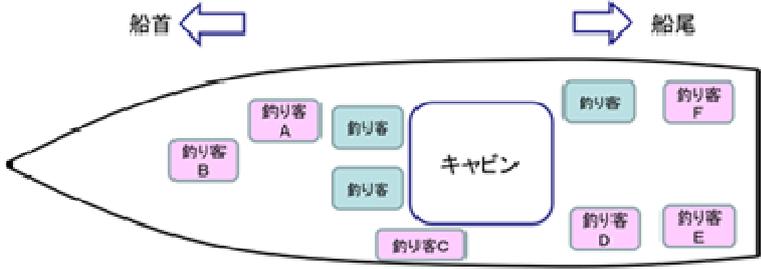
船長は、操舵室の椅子に腰を掛けて手動操舵で操船し、約20ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、GPSプロッターの画面上に入力してある船首方のいくつかの釣り場を見ながら、どれに向けようか考えていたところ、中島北西方沖の松山市小島^{こじま}西方沖で、いつしか居眠りに陥った。

船長は、13時35分ごろ大きな音を聞いて目を覚まし、中島北西岸の干出浜（以下「本件干出浜」という。）に乗り揚げていることを認識し、機関を停止して操舵室から出て、釣り客の状態を確認した。

船長は、右舷船首部にいた釣り客Aが、腰の痛みを訴えていたので左舷向きに寝かせるなどの処置を行い、他の釣り客の負傷の状況を確認した後、消防に119番通報して救急車を要請し、消防から海上保安庁に連絡を行うと伝えられたので、来援を待つこととした。

本船は、松山市の救急艇が到着して釣り客Aのほか5人の釣り客が松山市松山港に搬送された後、海上保安庁の巡視艇に伴走され、船長が依頼した漁船にえい航されて松山港第1区三津浜地区に入港した。

釣り客6人が病院に搬送され、釣り客Aが後頭部打撲及び頸椎捻挫、釣り客Bが頸椎捻挫、釣り客Cが後頭部打撲、左腸骨部打撲及び右膝切創、釣り客Dが右母指挫創及び左母指末節骨骨折、釣り客Eが頭頂部挫創及び頸椎捻挫、釣り客Fが頭頂部打撲及び頸椎捻挫とそれぞれ診断された。（図2参照）

	 <p>(: 負傷した釣り客)</p> <p>図2 乗揚直前の釣り客の乗船位置</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.50m、船尾約1.00mであった。</p> <p>船長は、遊漁船の運航を、一般事務及び営業職との兼業で行っており、営業などの仕事のない休日に行うようにしていた。</p> <p>船長は、出航後単独で操船し、予定していなかった青島まで行った時点では、眠気を感じていなかったが、強い太陽光の海面反射を受け、左舷船尾方からの風を受けて風（相対風）をほとんど感じずに、操舵室が外気温（約31℃）を超えた状態で、長時間の航行を行っていたので、疲労が蓄積し、突然、居眠りに陥ったのではと本事故後に思った。</p> <p>船長は、日ごろ長距離の運航を伴う遊漁を行う際、小型船舶操縦士の資格を保有している知人4人（以下「本件船長指定者」という。）のうち1人に乗り組んでもらい、操船を交代で行っていたが、本事故当時、本件船長指定者の都合がつかず、1人で操船して出航することにした。</p> <p>船長は、本事故前、手動操舵で北東方の針路を維持して操舵を行っていたが、本事故直前に本船が右転して本件干出浜に乗り揚げたので、その状況から、居眠りに陥って無意識のうちに右舵を取ってしまったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故時、健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、本事故時、操舵室の天井及び両舷側の窓を開けて換気を行っていた。なお、操舵室に設置していた冷房が故障した状態であったが、修理を行っていなかった。</p> <p>釣り客は、本事故時、全員救命胴衣を着用した状態で、休んでおり、船長の操船の状況を見ていた者はいなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、中島北西方沖において、約20knの速力で北東進中、室温が約31℃を超えた操舵室で、単独で長時間操船を行っていた船長が、居眠りに陥った状態で右舵を取り、東方の本件干出浜に向かって航行を続けたことから、本件干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、出航後単独で操船し、釣果を得ようと予定していなかった場所まで行き、本事故発生前、強い太陽光の海面反射に加え、左舷船尾方からの風を受けて風（相対風）をほとんど感じられない状態で、長時間の航行を続けており、疲労が蓄積したことから、突然、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、日ごろ長距離の運航を伴う遊漁を行う際、本件船長指定者のうち1人に乗り組んでもらい、操船を交代で行っていたが、本事故当時、本件船長指定者の都合がつかず、単独で航行したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故前、手動操舵で北東方の針路を維持するように操舵を行っていたが、右転して乗り揚げたことから、居眠りに陥って無意識に右舵を取ってしまったものと考えられるが、右転した状況については、明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、中島北西方沖において、本船が、約20knの速力で北東進中、室温が約31℃を超えた操舵室で、単独で長時間操船を行っていた船長が、居眠りに陥った状態で右舵を取り、東方の本件干出浜に向かって航行を続けたため、本件干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、広い海域の釣り場を移動するなど長時間の運航を行うときは、他の操船者を乗り組ませ、一方で、1人で操船する際は、移動が長時間にならないように釣り場を選定すること。また、操舵室の冷房などの換気設備が故障した時には、速やかに修理を行い、操船者の疲労を軽減し、注意力を維持できる環境を保つこと。 ・遊漁船の船長は、1人で運航を行う際、気温が高く、相対風がほとんどないような暑さが厳しい環境条件下で、疲労を感じている状況では、突然居眠りに陥ることがあることを考慮し、換気を良くしたり、立ったり、外に出るなどして、眠気が生じないように注意するとともに、時々船を安全な場所に移動させて休憩をとること。

付図1 事故発生経過概略図

